

各所属所長 殿

公立学校共済組合香川支部  
支部長 淀谷 圭三郎

組合員証等の新規発行の停止等に伴う短期給付関係手続について（通知）

このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の改正、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の公布により地方公務員等共済組合法施行規程が改正されました。

改正概要及び改正に伴う手続については次のとおりですので、貴所属組合員にご周知いただきますようお願いいたします。

記

I 改正概要

- 1 令和 6 年 1 2 月 2 日以降に新たに資格を取得した組合員等については、現行の組合員証等は発行されなくなります。また、令和 6 年 1 2 月 2 日前に資格を取得した組合員等の資格取得届書等の提出が、令和 6 年 1 2 月 2 日以降になった場合も同様に現行の組合員証等は発行されなくなります。

なお、令和 6 年 1 2 月 1 日以前に発行した組合員証・被扶養者証については、現在と同様に、令和 7 年 1 2 月 1 日まで使用できます。

- 2 組合員の資格を取得した者は、組合員資格取得届書を 5 日以内に所属機関の長を経由して共済組合に提出しなければならないこととなりました。

また、組合員に被扶養者の要件を備える者が生じた場合又は被扶養者がその要件を欠くに至った場合は、組合員は、被扶養者申告書を 5 日以内に、共済組合に提出しなければならないこととなりました。

II 手続き

1 資格取得について

(1) 組合員資格取得届書の提出

「組合員（船員組合員）資格取得届書」（以下「資格取得届書」という。）の様式が変更になっています。必ず新しい様式で提出をお願いします。

マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用

登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者等は「資格確認書」(注1)を送付しますので、様式中「資格確認書発行要否」欄の「発行が必要」にチェックを入れてください。

総務ナビで入力する場合で、「資格確認書」の発行が必要な場合は、別途「資格確認書交付(再交付)申請書」を提出してください。

## (2) 資格取得届書提出後の流れ

### ① マイナ保険証(注2)を使用できる者

資格取得届書提出後、共済組合が取得した組合員情報と組合員の個人番号(以下「マイナンバー」という。)との連携が完了した後、「資格情報のお知らせ」(注3)を送付します。組合員情報とマイナンバーとの連携は1週間から2週間の期間が必要です。また、氏名に外字が含まれているとき、記入の住所が住民票上の住所でないとき等は連携完了に時間がかかる場合がありますので、住所については住民票上の住所を記入してください。

### ② マイナ保険証が使用できない者

マイナンバーカードを取得していない者等の理由で資格取得届書の「資格確認書発行要否」欄にチェックを入れた組合員には、「資格確認書」を送付します。組合員情報とマイナンバーとの連携が完了後、「資格情報のお知らせ」を送付します。

### ③ 「資格確認書発行要否」欄にチェックがないが、マイナ保険証が利用できない者

組合員情報とマイナンバーとの連携が完了後、マイナ保険証が利用できない旨の確認ができ次第、「資格確認書」を送付します。

#### 注1:「資格確認書」について

マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者、出生等でマイナンバーカード取得が難しい者、要介護者でマイナ保険証での受診が困難で、介助者の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者について、現在の組合員証等に変わるものとして交付します。

#### 注2:「マイナ保険証」について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう登録したマイナンバーカードのこと

#### 注3:「資格情報のお知らせ」について

組合員の資格を取得した者又は被扶養者の要件を備える者が生じたとき、その資格に係る情報として「資格情報のお知らせ」により通知します。また、番号変更及び高齢受給者証対象の負担割合変更の場合についても通知します。なお、「資格情報のお知らせ」単体では医療機関等を受診できません。

## 2 被扶養者認定について

### (1) 被扶養者認定申告書の提出

「被扶養者認定申告書」の様式が変更になっています。必ず新しい様式で提出をお願いします。マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者等は「資格確認書」を送

付しますので、様式中「資格確認書発行要否」欄の「発行が必要」にチェックを入れてください。

総務ナビで入力する場合で「資格確認書」の発行が必要な場合は、添付書類送付と同時に「資格確認書交付（再交付）申請書」を提出してください。

## (2) 被扶養者認定申告書提出後の流れ

上記1の(2)と同様ですが、被扶養者の住所は「住民票の住所」ですので、必ず「住民票の住所」を記入してください。

マイナンバーカードの作成に時間を要する出生による被扶養者認定及び、要介護者でマイナ保険証での受診が困難で、介助者の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者については「資格確認書」を送付しますので、様式中「資格確認書発行要否」欄の「発行が必要」にチェックを入れてください。

## 3 資格喪失（退職・番号変更、被扶養者の取消）について

以下「組合員証（被扶養者証を含む）」は「組合員証等」、「資格確認書（被扶養者を含む）」は「資格確認書」、「資格情報のお知らせ（被扶養者を含む）」は「資格情報のお知らせ」という。

### (1) 退職・番号変更に係る手続き

#### ① 共通事項

一般組合員の退職時には「組合員異動報告書（一般組合員用）」、短期組合員の退職の際は「短期組合員退職届書（組合員異動報告書）」を提出してください。

組合員の番号変更時には、旧所属から「組合員異動報告書（組合員等番号変更用）」、新所属から「資格取得届書」をそれぞれ提出してください。

#### ② 「組合員証」を所有している者

退職時には、「組合員異動報告書（一般組合員用）」又は「短期組合員退職届書（組合員異動報告書）」に「組合員証等」を添付してください。

番号変更時には、「組合員異動報告書（組合員等番号変更用）」に「組合員証等」を添付してください。

#### ③ 令和6年12月2日以降に資格取得し、「資格確認書」を所有している者

退職時には、「組合員異動報告書（一般組合員用）」又は「短期組合員退職届書（組合員異動報告書）」に「資格確認書」を添付してください。

番号変更時には、「組合員異動報告書（組合員等番号変更用）」に「資格確認書」を添付してください。

なお、返還が必要な「資格確認書」は、有効期限内のものに限ります。有効期限外のものには返還の必要はありませんが、個人情報を含むものであることから、組合員から問合せがあれば、本人に破棄させるなどの案内をお願いします。

#### ④ 令和6年12月2日以降に資格取得し、「資格情報のお知らせ」のみを送付された者

退職・番号変更時、「資格情報のお知らせ」については返還の必要はありません。短期給付事務の手続きは3-（1）①のみを行うこととなります。

また、資格喪失後の「資格情報のお知らせ」については、組合員から問合せがあれば、本

人に破棄させるなどの案内をお願いします。

## (2) 被扶養者取消しに係る手続き

### ① 共通事項

被扶養者が健康保険（共済組合）加入により、被扶養者要件を欠くに至った場合には、遅滞なく、「被扶養者取消申告書」と事実を確認する書類（就職証明書、資格情報のお知らせの写し（加入した健康保険制度のもの）、採用通知書の写し等のいずれか）を提出してください。

### ② 被扶養者証を所有している者

取消の手続きは現行のとおりです。

被扶養者が被扶養者要件を欠くに至った場合には、「被扶養者取消申告書」、事実を確認する書類及び「被扶養者証」を提出してください。

### ③ 令和6年12月2日以降に被扶養者認定手続きを行い、「資格確認書」を所有している者 被扶養者が被扶養者要件を欠くに至った場合には、「被扶養者取消申告書」、事実を確認する書類及び「資格確認書」を提出してください。

なお、返還が必要な「資格確認書」は、有効期限内のものに限ります。有効期限外のものには返還の必要はありませんが、個人情報を含むものであることから、組合員から問合せがあれば、本人に破棄させるなどの案内をお願いします。

### ④ 令和6年12月2日以降に被扶養者認定手続きを行い、「資格確認書」を所有していない者 被扶養者が被扶養者要件を欠くに至った場合には、「被扶養者取消申告書」、事実を確認する書類を提出してください。「資格情報のお知らせ」については、返還の必要はありません。

## 4 氏名変更について

### (1) 共通事項

組合員等の氏名変更時には「基本事項（組合員証等記載事項）変更申告書」（以下、「基本事項変更申告書」という。）に必要書類を添付して提出してください。

総務ナビで入力する場合、入力後、様式が1部出力されますので、必要書類を添付して提出してください。なお、会計年度パートタイム職員の氏名変更時は、「基本事項変更申告書」に必要書類を添付して提出してください。

また、共済組合の登録口座の名義についても、銀行窓口にて変更手続きをお願いします。特に、市町費職員と会計年度パートタイム職員は、給与口座と共済組合の登録口座が同一でないことがあります。手続きが遅れますと共済組合からの給付金の送金が困難となります。

### (2) 「組合員証等」を所有している者

「基本事項変更申告書」又は総務ナビから出力された様式に「組合員証等」を添付して提出してください。

当該組合員等のマイナンバーカードの保険証利用登録状況に応じて、後日「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を送付します。

なお、令和6年6月21日から同年12月1日の間に氏名変更の手続きを行った場合は、変更後の氏名が記載された「資格情報のお知らせ」を遡って交付することができません。交付を

希望する場合は、5－(2)を参照してください。

(3) 令和6年12月2日以降に資格取得し、「資格確認書」を所有している者

「基本事項変更申告書」又は総務ナビから出力された様式に「資格確認書」を添付して提出してください。

当該組合員等のマイナンバーカードの保険証利用登録状況を確認し、後日「資格確認書」を送付します。

(4) 令和6年12月2日以降に資格取得し、「資格情報のお知らせ」のみを送付された者

「基本事項変更申告書」を提出してください。総務ナビで入力する場合、紙で提出する書類はありません。

当該組合員等のマイナンバーカードの保険証利用登録状況を確認し、後日「資格情報のお知らせ」を送付します。

(5) その他の変更について

住所・登録口座・医療証等の変更については、現行のとおりです。

また、マイナンバーを用いて情報連携をする関係から、組合員の住所については、なるべく住民票住所を申告してください。被扶養者の住所については、必ず住民票住所を申告してください。共済組合に申告した住所と住民票住所が異なる場合、マイナ保険証での受診の際に、過去の医療情報の共有等の一部の機能が使用できないことがあります。

個人番号が変更になる場合の手続きは、5－(3)を参照してください。

なお、組合員等の性別や生年月日が変わる場合は、共済組合までご一報ください。

5 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等の再交付・紛失について

(1) 「資格確認書」の再交付・紛失

「資格確認書」の再交付を希望する場合は、「資格確認書再交付申請書」を提出してください。

なお、マイナ保険証を所持している際は、「資格確認書」の交付はできません。マイナ保険証の利用登録解除を希望する際は、下記6を参照してください。マイナンバーカードの返納を希望する場合は、お住まいの市町にお問合せください。

「資格確認書」を紛失し、退職や番号変更、被扶養者の取消時に返還できない場合は、「資格確認書」の代わりに「資格確認書紛失届書」を提出してください。

(2) 「資格情報のお知らせ」の再交付

「資格情報のお知らせ再交付申請書」を提出してください。「資格情報のお知らせ」は共済組合では返還を求めていることから、紛失届書の様式はありません。

また、マイナ保険証を所持していれば、「資格情報のお知らせ」を所持せずとも医療機関での受診が可能のため、再交付申請の理由は詳しく記入してください。マイナ保険証での受診ができない医療機関においても、マイナ保険証の提出に合わせて「マイナポータルの資格情報画面」を提示することで、「資格情報のお知らせ」の提示を省略することができます。

「資格確認書」を所持している場合は、マイナ保険証を新しく取得したときのみ、「資格情報のお知らせ再交付申請書」を提出すれば「資格情報のお知らせ」を再交付します。

(3) マイナンバーカードを再発行した場合

マイナンバーカードを何らかの理由で再発行した場合、マイナンバーが変更になります。再発行でき次第、「個人番号（マイナンバー）変更申告書」を提出してください。新しいマイナンバーでの情報連携が完了次第、当該組合員等のマイナンバーカードの保険証利用登録状況に応じて、「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」、又は「資格情報のお知らせ」のみを送付します。

なお、マイナンバーカードの再交付手続きについては、お住まいの市町にお問合せください。

## 6 マイナ保険証の利用登録解除申請

### (1) マイナ保険証の利用登録解除申請について

マイナ保険証の利用登録解除申請（以下、「解除申請」という。）とは、自身のマイナンバーと医療保険の資格情報との紐づけを解除する手続きのことです。マイナ保険証の解除申請が完了すれば、マイナンバーカードを利用して医療機関を受診できなくなります。又、マイナポータルからも加入している医療保険の資格情報を確認できなくなります。

なお、マイナンバーカードの返納は、解除申請とは別の手続きです。詳細はお住まいの市町にお問合せください。

### (2) 解除申請の流れ

「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出してください。申請者1人につき申請書を1部作成してください。

共済組合で解除申請の手続きを始め次第、解除の完了を待たずに該当者の資格確認書を送付します。解除申請の完了まで1か月から2か月程度かかりますが、共済組合から完了について個別の通知をすることはありません。確認を希望する際は、解除申請者本人がマイナポータルで確認する必要があります。

なお、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」の提出は、所属所を経由する必要はありません。当該申請に伴う「資格確認書」の交付について自宅送付を希望する場合は、希望送付先欄にその旨を記入してください。

### (3) 留意事項

- ① 解除申請の手続きは途中で取りやめることができません。
- ② マイナ保険証を所有していない者を対象とした解除申請は無効です。
- ③ 解除申請者と異なる者が代理で解除申請を行う場合、解除対象者の意に反して申請が行われていないか、慎重な確認が必要となります。15歳未満の被扶養者の解除申請を親である組合員が手続きする等、代理人が申請を行う場合は、必ず代理人氏名欄を記入し、なるべく解除対象者が署名をするようにしてください。
- ④ 解除申請後、退職や人事異動等により、他支部や他の医療保険者に異動した場合は、異動後の支部又は医療保険者に対して、「資格確認書」の交付申請が必要です。詳しくは、異動後の支部又は医療保険者にお問合せください。

### (4) 再度マイナ保険証の利用登録を行う場合

利用登録を解除した後でも、再度マイナ保険証の利用登録が可能です。

マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行のATM、医療機関・薬局の受付に

設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

## 7 その他

### (1) 高齢受給者証、限度額適用認定証等の交付について

高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病受療証各証の交付対象者は、原則として「資格確認書」の保有者に限ることとされました。これに伴う各証の取扱いは次のとおりです。

| 区分               | 認定請求   | 証の交付                               |                                    |
|------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |        | 「資格確認書」を持っている者<br>(マイナ保険証が利用できない者) | 「資格確認書」を持っていない者<br>(マイナ保険証が利用できる者) |
| 高齢受給者証           |        | 引き続き交付※1                           | 交付なし                               |
| 限度額適用認定証         | 原則不要   | 引き続き交付※2                           | 交付なし                               |
| 限度額適用・標準負担額減額認定証 | 引き続き必要 | 引き続き交付                             | 交付なし                               |
| 特定疾病受療証          | 引き続き必要 | 引き続き交付                             | 交付なし                               |

※1:「資格確認書」に負担割合が記載されている場合、交付なし

※2: 交付申請があった場合、引き続き交付

#### ① 高齢受給者証

令和6年12月1日以前に組合員証等の交付を受けている組合員等の高齢受給者証は令和7年11月30日まで、現在と同様に交付を行います。

ア 70歳を迎え新規に高齢受給者証の交付を受けるとき

- 「資格確認書」を持っている者(マイナ保険証が利用できない者)

現在と変更なく、誕生月の前月末までに高齢受給者証を送付し、「資格情報のお知らせ」の負担割合欄が追加となりますので、新たに「資格情報のお知らせ」を送付します。

- 「資格確認書」を持っていない者(マイナ保険証が利用できる者)

高齢受給者証は交付しませんが、「資格情報のお知らせ」の負担割合欄が追加となりますので、新たに「資格情報のお知らせ」を送付します。

イ 資格取得(被扶養者認定)時に70歳以上のとき

- マイナ保険証が利用できない者

「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を送付します。

- 「資格確認書」を持っていない者(マイナ保険証が利用できる者)

負担割合の入った「資格情報のお知らせ」を送付します。

#### ② 限度額適用認定証

原則、限度額適用認定申請書の交付申請は必要ありませんが、「資格確認書」を持っている者(マイナ保険証が利用できない者)から交付申請があった場合、引き続き交付します。

#### ③ 限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用・標準負担額減額認定申請書の提出が必要です。また、「基本事項変更申告書」に療養月の属する年度(4月~7月の場合は前年)分の市町村民税非課税であることの証明書を添付して届出をしていないときは、併せて提出が必要です。「基本事項変更申告書」に

よる申告がない場合は現在の標準報酬月額に応じた区分の高額療養費算定基準額が適用されます。

- 「資格確認書」を持っている者(マイナ保険証が利用できない者)  
限度額適用・標準負担額減額認定証を送付します。

- 「資格確認書」を持っていない者(マイナ保険証が利用できる者)  
交付しません。

④ 特定疾病療養認定証

特定疾病療養認定申請書の提出が必要です。

- 「資格確認書」を持っている者(マイナ保険証が利用できない者)  
特定疾病療養認定を送付します。

- 「資格確認書」を持っていない者(マイナ保険証が利用できる者)  
交付しません。

(2) 令和6年12月1日以前発行の組合員証等を保有している者の「資格確認書」交付について  
令和7年12月2日以降、組合員証等は使用できなくなりますので、マイナ保険証が利用できない組合員等には、令和7年11月以降、順次「資格確認書」を送付します。

|   |
|---|
| 公立学校共済組合香川支部<br>短期給付担当：久保、奥村、西尾<br>TEL (087) 832-3792 |
|---|